

令和 5 年 5 月

丸亀市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 5 月 1 9 日開会

丸亀市農業委員会

令和5年5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年5月19日（金）午前9時40分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所2階 201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

1 大西 貴久	2 宮武 雅毅	3 尾野 弘季	4 石井 廣喜
5 横井 英明	6 葛原 忠嗣	7 大口 年昭	8 高吉 和博
9 久米 彰義	10 松岡 正雄	11 松岡 繁	12 平池 收
13 谷本 公紀	14 登倉 賢仁	15 大林 孝行	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 22人

1 元木 繁雄	2 長岡 正一	3 川西 克	4 ー
5 小松 保博		7 内田 久夫	8 楠 和治
9 大橋 正長		11 吉田 一美	12 川向 進
13 渡邊 秀信	14 ー	15 山地 正詞	16 岡原 徹
	18 遠城 昌宏		20 宮本 政信
	22 宮瀧 博泰	23 松永 哲之	24 新居 俊孝
25 竹田 久義	26 秋山 悦郎	27 土居 修二	28 平田 正男
	30 谷本 憲司		

欠席委員 6人

農業委員 0人

農地利用最適化推進委員 6人

6 坂井 清照 10 豊嶋 光治 17 増田 澄 19 喜來 聖則
21 津郷 憲一 29 谷渕 繁夫

農業委員会事務局出席者

事務局 長	谷本 孝二
事務局 次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
主 査	中山 弘美
副 主 任	山口 凌生

その他の出席者

なし

議事日程

農政に関する議題

1. 「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」の意見提出について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第23号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	非農地証明願について
議案第27号	許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第15号	許可申請の取下願について

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、令和５年度通常総会に引き続きまして、令和５年５月の定例総会を開催いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

引き続きで大変お疲れだと思いますが、５月の定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は１６名全員の方がご出席をいただいておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議事録署名委員は３番の尾野委員さんと、４番の石井委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日の提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。農政に関する議題です。

議題１「令和６年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」の意見提出について、議題２「その他」です。

以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは議題１「令和６年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」の意見提出について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼します。それでは、議案書と一緒に配布させていただいております、「令和６年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」の意見提出についてですが、現在の委員につきましては、３回目になりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

取りまとめについて少し短い期間でしたが、本日、提出できる方は、事務局までお願いいたします。

本日提出ができない委員については、提出期限が５月末となっておりますので、最低一つは、意見を出していただきますようお願いいたします。

提出については、本庁の事務局か各センターに提出をお願いします。

内容については、４月に農林水産課の方から報告がありました回答書などを参考にさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

この件につきまして、ご質問等はありませんか。

農家の代表として、意見を提出するという、大事な業務ですので、３年間いろいろな意見を聞いた総まとめとして、農林水産課からの回答、先月お渡ししました県か

らの回答などを十分参考にさせていただいて、お願いしたいと思います。

特に、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

ないようですので、「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」は異議のないものいたします。その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松岡繁君）

その他の議題は、ないようですので、報告連絡事項に移ります。

報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果についてご報告をさせていただきます。

飯山市民総合センター開催分は4月27日木曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は5月8日月曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は5月10日水曜日、松岡正雄委員で、午前9時から11時の間で受け付けを行いました。綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。

相談内容につきましては、1点目については、農業委員会と直接関係ないのですが、農林水産課の方で実施しています「米の臨時支援金」で一反あたり1万円を支給する事業の支援金の振り込みの時期の質問、2点目につきましては、田を1反3畝ほど秋に売却をしたい、3点目につきましては、売却の際に発生する税金について教えてほしい。以上3点の内容でした。

回答といたしまして、「米の臨時支援金」につきましては、農林水産課に確認しまして、振り込み日をお伝えしております。

田の売却につきましては、不動産屋さんにご相談するべきであると回答させていただき、税金の方につきましては、売却額等にも影響してきますので、税務署と十分相談させていただいて、最終的には確定申告が必要であるということをお伝えしております。

次に次回の農家相談の開催予定についてお知らせいたします。

飯山市民総合センター開催分は5月29日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は6月5日月曜日、大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は6月12日月曜日、松岡会長の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受け付けとなっております。農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君）

ただ今の報告につきまして、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

特にないようです。次に報告2「令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関す

る改善意見」について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。本日、議案と一緒に送りました、右肩に令和５年３月１１日付けの香川県農業会議の三笠会長宛の文書をご覧ください。

先ほど次長が説明いたしました農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見にも関係しますが、先般、香川県農業会議から県の農林水産部長の方に対し、意見・要望したものの回答でございます。

本来ですと全部読み上げてご説明させていただきたいのですが、時間の関係で説明の方は省略いたしますが、香川県の令和５年度の農業施策についても書かれていますので、後ほどご覧いただきまして、改善意見を考える資料として、ご利用いただけたらと思います。説明は以上です。

●会長（松岡繁君）

ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようです。その他で報告事項はありませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松岡繁君）

その他の報告は、ないようですので、農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第２２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」

議案第２３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」

議案第２４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」

議案第２５号「農地利用集積計画の決定について」

議案第２６号「非農地証明願について」

議案第２７号「許可後の事業計画変更申請について」

報告事項といたしまして、

報告第１３号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」

報告第１４号「農地法第１８条第６項の規定による通知確認について」

報告第１５号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは、議案第２２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼します。それでは、議案の１ページをご覧ください。

位置図と一緒に、ご審議よろしく申し上げます。

議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は11件です。

1番、金倉町・・・面積127㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

2番、田村町・・・面積244㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

3番、郡家町・・・面積948㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

4番、飯野町東二・・・面積117㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

5番、飯野町西分・・・合計面積1,803㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

2ページをお開きください。

6番、垂水町・・・面積614㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

7番、綾歌町栗熊東・・・面積293㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

8番、綾歌町富熊・・・面積533㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉を栽培する計画が提出されております。

9番、飯山町東坂元・・・合計面積852㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲

受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で菜花を作付けする計画が提出されております。

10番、飯山町東坂元・・・面積 602 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されております。

3 ページをお開きください。

11番、飯山町東坂元・・・合計面積 605 m²【議案読み上げ】

農業廃止を図る譲渡人所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

以上11件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●副会長（宮武雅毅君）

4月から下限面積要件がなくなったということで、今回の議案の中に農地を持ってないけども、購入したという案件がありますが、これについてどのような調査されましたか。2件ありましたが、よろしくお願いします。

●事務局（岩崎正英君）

まず、2番目の案件ですが、善通寺に農地を所有しており、適正に耕作しているということを確認しております。

次に7番目の案件ですが、すでに譲渡人と、譲受人と一緒に当該農地を申請前から耕作しているということを確認しております。

●会長（松岡繁君）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から11番の各案件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第２２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」１１件につきましては、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に議案第２３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、４ページをお開きください。

議案第２３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」です。

案件は１件です。

１番、金倉町・・・面積 514 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成１０年頃に倉庫を建築し、現在まで利用してきました。

今回、当該地において、駐車場の整備を計画するにあたり、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き駐車場等として利用するものです。

申請地は農用地区域外農地で、第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上１件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようございしますので、採決をいたします。

議案第２３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」整理番号１番の案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第２３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」１件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5 ページをお開きください。

議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」です。

案件は 3 件です。

1 番、中津町・・・面積 776 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番、飯野町東二・・・合計面積 362 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

なお、この案件は、報告第 10 号に関連します。

3 番、綾歌町岡田下・・・合計面積 2,080 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル 22 基の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 3 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番の各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第25号「農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

6ページをお開きください。

議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」です。

6ページから、43ページにかけて記載しております。

申請件数は合わせて68件、筆数177筆、面積175,600.10㎡です。

詳細は、表のとおりとなっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第25号「農地利用集積計画の決定について」68件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第26号「非農地証明願について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

44ページをお開きください。

議案第26号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、広島町小手島・・・合計面積2,936㎡【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃されたもので、雑木・雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における、認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第26号「非農地証明願について」1件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第27号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

45ページをお開きください。

議案第27号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町富熊・・・合計面積1,002㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月5日、特定建築条件付売買予定地、住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、完売間近のところ近隣で新規4区画を合わせて事業地とするため、工期の延長を含め、事業計画を変更したいとの申請がございました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第27号「許可後の事業計画変更申請について」1件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第15号「許可申請の取下願について」は、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君）

46ページをお開きください。

報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

報告は3件です。

1番、郡家町・・・合計面積4,356㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年4月24日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

2番、飯野町東二・・・合計面積3,657㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年2月2日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

3番、飯野町東二・・・面積72㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年2月2日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

続いて47ページをお開きください。

報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

報告は3件です。

1番、中津町・・・面積776㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番、綾歌町岡田上・・・面積 852 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

48 ページをお開きください。

3 番、綾歌町岡田東・・・合計面積 3,329 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

49 ページをお開きください。

報告第 15 号「許可申請の取下願について」です。報告は 1 件です。

1 番、飯野町東二・・・合計面積 332 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を行う計画で、令和 5 年 3 月に農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、運用計画の変更により、許可申請の取下願があったものです。

なお、議案 24 号、2 番で説明したものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君）

説明が終わりました。ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

私から、質問させていただきます。48 ページ、農地法 18 条で農地を借りていたのを解約するという案件がありましたが、土地所有者が作れないから貸付していたと思うのですが、解約して返されたら土地所有者は困ると思うのですが、返還後についてどうなっているが分かりますか。

●事務局（中山弘美君）

綾歌市民総合センターの中山です。よろしくお願いします。

48 ページ 3 番の案件ですけれども、所有者も理解されていて、所有者が水稻を作られます。また、裏作で、法人の方が麦作をする予定となっておりますので、心配ないかと思います。

●会長（松岡繁君）

ありがとうございました。

農地を返されたら困るので、今回のように次の対策を農業委員会が相談に乗ってあげることは、大切だと思います。

他に皆さんございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上を持ちまして、5 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

最後に事務局から連絡事項です。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。

来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせをいたします。

6月の20日火曜日、午前9時30分から、この場所、本館2階の201会議室で開催をいたします。

次に現地確認についてです。農地転用等の締切日が6月5日月曜日になりますので、6月は7日の水曜日に現地調査を行います。関係する委員の皆様には、6日の火曜日にご連絡をさせていただきますので、予定を空けておいて下さい。

次に農業委員の改選の関係で報告させていただきます。

4月の末日をもって公募・推薦等終わりました。現在、農業委員会等に関する法律に基づく調査等を行っています。この後、6月の議会にて承認を受ける予定になっております。

公募・推薦等の状況ですが、農業委員は、推薦13名、応募3名で16名の定数どおりです。そのうち認定農業者と農業生産法人等で役員をしている方を含めまして、10名の方が認定農業者等の該当になるということで、半数以上の認定農業者の要件はクリアしています。

農地利用最適化推進委員は、推薦27名、応募3名で、こちらも定数どおり30名となっております。

この後の予定ですが、農業委員16名につきましては、市議会の承認が必要ですので、6月12日に議会で報告をさせていただいき、議会の最終日に回答がある予定となっております。以上です。

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、本日の総会議案はすべて終わりました。

（午前10時30分終了）